明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通一一一一八～一一一五八）　一
〔公　告〕
諸事項　五
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人平成二十三年度・事業年度財務諸表（海洋研究開発機構・種苗管理センター）関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○国土交通省告示第千二百二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年九月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－542	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　４ＴＮＶ94Ｌ　ＥＤＭ－	吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：12.8kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区鶴野町１番９号

○国土交通省告示第千二百二十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年七月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2449	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＮＺＦＥ40	トヨタ　ＤＢＡ－ＮＣＰ120、スパシオ　ＤＢＡ－ＮＣＰ120Ｘ、トヨタ　ＤＢＡ－ＮＣＰ122	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年七月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2450	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＡ－１ＧＲ－ＦＥ４	トヨタ　ＣＢＡ－ＧＳＪ15Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年七月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2451	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ２ＧＲＦＳＥ11	レクサス　ＤＢＡ－ＧＳＥ21	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ－2452	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ－４ＧＲＦＳＥ９	レクサス　ＤＢＡ－ＧＳＥ20	〃

○国土交通省告示第千二百三十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年七月十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎